

そうですね。「弁明の機会」になっています。
ただ、以前から伺っているように、恐らく命令が出ることになるのですよね？

技術的な基準とかは開発と宅造で大きく異なる訳ではないですから、そうなる可能性が高いかと思います。防災工事もまだ実施されていない状況ですし。命令が出るとしても、おそらく都市計画法と同様に、「工事を中止し、防災計画を作成すること」のような内容になると想像されますけど。
いずれにせよ、防災計画を作成し、実施していただくことにはなりますね。

はい。以前から、「他の法令でも命令が出る」とは言われておりましたが、これで命令が出揃うのかな、と考えています。
5月半ばくらいまでには防災工事の設計を完了させて、承認をいただければ直ちに防災工事にかかり、それが終了した時点で完全に工事を止めようと考えています。

なるほど。
日程について一応確認させていただきますと、来週から測量開始、5月初めまでには素案を作成、5月半ばまでには防災計画の策定の終了ということでしょうか？

そうです。
なんとか急いで防災計画を策定し、また相談に行きますので、よろしく願います。

わかりました。
宅造の担当課にも、伺った内容については伝えておきます。

5 その他

結局、まだ防災計画の策定には至っていないようである。

ただ、「防災工事の完了後、当面工事は完全停止」というような内容の発言があったことから、許可済み地の造成については、「抜本的にやり直さなければならぬ可能性が極めて高い」とは認識するに至った可能性があると思われる。